

DX を推進するための新たなデジタル技術の活用と IT システム刷新に関する ガイドライン（DX 推進ガイドライン）案に対する意見公募

平成 30 年 11 月 16 日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
情 報 産 業 課

経済産業省では、平成 30 年 5 月に「デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会」を設置し、IT システムのあり方を中心に、我が国企業が DX を実現していく上での現状の課題の整理とその対応策の検討を行い、『DX レポート～IT システム「2025 年の崖」の克服と DX の本格的な展開～』として報告書を取りまとめました。

報告書の提言に基づき、今般、経済産業省は、DX の実現やその基盤となる IT システムの構築を行っていく上で経営者が押さえるべき事項を明確にすること、取締役会や株主が DX の取組をチェックする上で活用できるものとするを目的として、本ガイドライン『DX を推進するための新たなデジタル技術の活用と IT システム刷新に関するガイドライン』（DX 推進ガイドライン）の案を作成しております。

つきましては、広く国民の皆様からこの案に対する御意見を以下の要領で募集いたします。

記

■ 意見公募の対象

「DX を推進するための新たなデジタル技術の活用と IT システム刷新に関するガイドライン（DX 推進ガイドライン）案」

■ 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載

■ 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成 30 年 11 月 17 日（土）～平成 30 年 12 月 5 日（水）必着

■ 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）から本件の「意見提出フォーム」に進み、所定欄に氏名、連絡先を入力の上、意見提出用紙（別紙）の「意見」欄の要領にて「提出意見」欄に意見を入力いただき、提出してください。

(2) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：dx_public_comment_atmark_meti.go.jp

※迷惑メール対策のため、アットマーク記号を「_atmark_」に置き換えて記載しています。「_atmark_」部分を半角アットマーク記号に置換の上送付してください

※電子メールの件名を「DX 推進ガイドラインに対する意見」として下さい。

(3) F A X

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のF A X番号宛にお送り下さい。

F A X 番号：(03) 3580-2769

(4) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 情報産業課

「パブリックコメント」担当 あて

■ その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

以上

